

議事要旨(4) 減価償却に関する税制改正への対応

冒頭、小賀坂副委員長より、減価償却に関する税制改正への対応に関する審議を行う旨が説明され、引き続き、前田ディレクターより、審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 固定資産に関する包括的な会計基準の策定に関して、どの程度の分量を想定しているか。会計基準において、減価償却方法を一律に特定するのは困難であるため、例示による対応など簡潔な記載になると考えている。そのため、原案の作成にはそれ程の時間を要せず、むしろ基準開発に着手することへの合意形成には相当程度の時間を費やすのではないか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 現時点では検討を始めていないが、基準開発に着手することへの合意形成に向けて、まずは過去の経緯をまとめた上で、論点の共有から開始したい。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 建物の償却方法が定額法であることは、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱う要件にはならないと考えるがどうか。
 - 建物附属設備及び構築物の期末残高がない企業の場合、会計方針の変更には該当しないと考えるがどうか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 本公開草案の第 2 項は、「従来、法人税法に規定する普通償却限度相当額を減価償却として処理している企業において」とされており、建物の減価償却方法については定額法を採用していることを想定している。
- 第 2 項では、「建物附属設備、構築物又はその両方に係る減価償却方法について定率法を採用している場合」とされており、建物附属設備及び構築物の期末残高があることを想定している。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 寄せられたコメントの中には、「今後、同様の事案が生じた場合は、ASBJ がその時点での状況と市場関係者のニーズを踏まえ、適時適切な対応を行うことをお願いしたい」とあるが、本公開草案の第 15 項では、「本実務対応報告は、取り扱う範囲を平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の改正に限定して緊急に対応したもの

であり、今回に限られたものとする」と記載している。今後同様の改正が生じた場合、再度検討し直すことにはならないか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 基準開発に着手することへの合意形成に向けた取組みの中で、会計と税の関係についても議論を行うことになるものと考えられる。

なお、事務局より、可能であれば、次回の委員会において、実務対応報告の公表承認に関する審議を行う旨が説明された。

以 上